

議案提出について

議案「北陸新幹線の大阪までの早期全線整備を求める決議」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年9月17日

金沢市議会議長 喜多浩一様

提出者				
金沢市議会議員	稲	端	明	浩
〃	荒	木	博	文
〃	中	川	俊	一
〃	小	間	大	祐
〃	前	井	誠	一
〃	熊	野	盛	夫
〃	下	沢	広	伸
〃	栗	森	一	慨
〃	森	本	正	敏
〃	野	保	洋	人
〃	久			子

議会議案第11号

北陸新幹線の大阪までの早期全線整備を求める決議

令和6年能登半島地震や毎年各地で発生している台風・豪雨による被害など、頻発している自然災害は未曾有の被害をもたらし、日本全体に大きな影響を及ぼしている。このような中、自然災害の発生に備えた、これまで以上に災害に強い国土づくりが求められている。

北陸新幹線は、東海道新幹線の代替補完機能を有する、災害に強い国土づくりに必要不可欠な国家プロジェクトであり、その効果は、大阪まで全線開業してこそ最大限発揮されるものである。

本年3月16日、北陸新幹線金沢－敦賀間が開業し、その開業効果を金沢のみならず、北陸全体のさらなる発展につなげていかなければならない中、敦賀以西の整備については、いまだ着工のめどが立たず、依然として先行き不透明な状況が続いている。さらに、現行の小浜・京都ルートについては、建設費や工期が当初の想定から大幅に上振れすることが明らかとなり、整備の前提となる着工5条件を満たすことができるのか、改めて早期の調査が必要である。

このまま北陸新幹線の全線開業に至る期間が長期化し、敦賀駅における不便な乗換えを余儀なくされる期間も長期化した場合、期待される新幹線整備の効果が得られなくなるだけでなく、北陸地域と関係の深い関西圏及び中京圏との交流が停滞するおそれもある。

よって、本市議会は、国に対し、投資効果など着工5条件に関する詳細なデータを速やかに示し、一日も早い北陸新幹線の大阪までの全線整備を強く求めるものである。

ここに決議する。

議案提出について

議案「喜成清恵議員に対する議員辞職勧告決議」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年9月17日

金沢市議会議長 喜多浩一様

提出者				
金沢市議会議員	稲	端	明	浩
〃	荒	木	博	文
〃	中	川	俊	一
〃	小	間	大	祐
〃	前	井	誠	一
〃	広	田	美	代
〃	熊	野	盛	夫
〃	下	沢	広	伸
〃	野	本	正	人
〃	久	保	洋	子

議会議案第12号

喜成清恵議員に対する議員辞職勧告決議

喜成清恵議員が令和5年3月21日未明に酒気帯び運転容疑で摘発された事件を受けて、本市議会は、令和5年度6月定例会以降、全ての定例会において喜成清恵議員の議員辞職勧告決議を全会一致で可決した。それにもかかわらず、喜成清恵議員は決議を尊重せず、議員を辞職しない行為は、到底市民から理解を得られるものではない。

金沢市議会基本条例では、議員は、「高い倫理観と品位を保持し、議員として誠実かつ公正に職務を遂行する」とこととされているが、これは、議会における諸活動だけでなく、私生活においても当然遵守されるべきものであり、議員に対しては、高い倫理観と自律性の下に行動することが求められている。しかしながら、喜成清恵議員の一連の行動は、議会基本条例に規定する姿とは程遠く、在職中に刑事処分を受けたことは本市議会の名誉を著しく汚すとともに、市民の信頼を大きく損ねることとなっており、公人である市議会議員の立場からすると著しく不適切なものである。

よって、本市議会の名誉と市民からの信頼が回復されることを願い、喜成清恵議員の一連の行動について反省を強く求め、速やかに自ら金沢市議会議員の職を辞するよう勧告するものである。

ここに、決議する。

議案提出について

議案「新型コロナウイルスワクチンの任意接種への変更とワクチンの情報について国民に対して十分な周知を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年9月17日

金沢市議会議長 喜多浩一様

提出者				
金沢市議会議員	高	務	淳	弘
〃	大	西	克	利
〃	熊	野	盛	夫
〃	玉	野		道

議会議案第13号

新型コロナウイルスワクチンの任意接種への変更とワクチンの情報について国民に対して十分な周知を求める意見書

国民の生命や健康を脅かした新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが、令和5年5月8日に、2類相当である新型インフルエンザ等感染症から季節性インフルエンザと同等の5類感染症に変更となり、感染症として危険性が最も低い分類となった。

本年10月より、65歳以上を対象とした新型コロナウイルスワクチンの定期接種が始まろうとしているが、新型コロナウイルスは変異を繰り返した結果、感染した場合の重症化率は低下している。厚生労働省の資料によると、新型コロナウイルス感染症の重症化率は、令和4年8月時点で季節性インフルエンザを下回るものとなっている。さらに、その後も変異を繰り返す新型コロナウイルスについて、ワクチンで選択するウイルス株が実際のウイルスの変異に追いついていないという現状がある。

新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種健康被害救済制度の状況は、令和6年7月31日現在、申請件数11,645件、認定件数7,835件である。認定件数のうち、死亡一時金または葬祭料は747件、障害年金は103件、障害児養育年金は1件となっている。平成21年から申請受付が始まったインフルエンザワクチンに係る予防接種健康被害救済制度の状況は、令和3年末時点で認定件数191件、そのうち死亡一時金または遺族年金等が25件、障害年金が27件、障害児養育年金が0件であり、新型コロナウイルスワクチンは、3年余りでこれらの健康被害を大きく上回っている。ウイルスが変異を繰り返し、重症化率が低下した今、感染によるリスクに対してワクチンの安全性の担保が不十分である。

また、国民が感染症対策とワクチン接種について適切な判断を行うためには、感染症に関する情報のみならず、ワクチンの副反応も含めた人体への影響やワクチンの実証実験の結果について、国は国民に対して十分に情報提供を行うべきである。

よって、国におかれては、新型コロナウイルスワクチンに関して、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 65歳以上の者への新型コロナウイルスワクチン接種について、定期接種ではなく任意接種にすること。
- 2 次世代型mRNAワクチンの効果及び人体に及ぼす影響について、国民に対し十分な情報提供を行うこと。
- 3 新型コロナウイルスワクチン接種後の健康被害状況及び感染状況の調査結果を公表すること。
- 4 副反応疑い報告制度の報告方法や、予防接種健康被害救済制度の利用方法について、本人や保護者が十分に理解できるよう情報提供を行うこと。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「マイナンバー制度見直しに関する意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年9月17日

金沢市議会議長 喜多浩一様

提出者				
金沢市議会議員	高	務	淳	弘
〃	大	西	克	利
〃	熊	野	盛	夫
〃	玉	野		道

議会議案第14号

マイナンバー制度見直しに関する意見書

平成25年に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布され、平成28年1月1日よりマイナンバー制度が導入された。マイナンバー制度は、行政の効率化を図り、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として位置づけられている。

現在、日本においては、日米デジタル貿易協定により、巨大プラットフォーム企業に有利な規定がTPPを強化する形で定められており、「国境を越えるデータ（個人情報を含む）の自由な移転」、「コンピューター関連設備の国内設置要求の禁止」などのルールが設定されている。

このような状況にもかかわらず、国や地方自治体で使用されているサーバーは、アメリカの巨大プラットフォーム企業に委託管理されており、日本国民の個人情報が閲覧・分析されるリスクをはらんでいる。

また、平成29年から本格的に運用が始まったマイナンバーカードにおいては、政府がデータの登録について総点検を実施する事態に至った。その結果、他人の情報が誤ってひもづけられたケースが8,395件確認された。これを受け、政府は、各制度の申請時にマイナンバーの記載を求める旨を明確化する省令等の改正を行うなど、ひもづけ誤りの再発防止対策を実施した。

さらに、国税庁や特殊法人から入力業務等を委託された業者や、その再委託先が個人情報を漏えいしてしまった事例、また、マイナンバーを利用する民間企業において管理が行き届かず個人情報を漏えいしてしまった事例が報告されている。

マイナンバー制度はあらゆる個人情報を政府が一元管理する制度であり、非常に有用な反面、プライバシーの保護など取扱いについては極めて厳格に対応する必要がある。しかしながら、マイナンバーカードについては、任意のサービスであり、国がその発行に対して責任を負わない状況となっている。

よって、国におかれては、マイナンバー制度に関し、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 国や地方自治体で使用するサーバーの開発・運用については日本国内の企業に委託すること。
- 2 マイナンバーカードについては、発行には公務員等が立ち会うなど、厳格に発行・管理を行い、個人情報漏えいやなりすましの防止を徹底すること。
- 3 マイナンバーやひもづけられている情報について、いつ・どこで・誰が・どのような目的で閲覧したか、全ての履歴を本人が確認できる仕組みを構築すること。
- 4 マイナンバーカードや各種サービスのひもづけなど、強制的なデジタル移行は行わず、代替手段を用意し、選択の余地を残すよう対応すること。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「訪問介護費の引下げ見直しと介護報酬引上げの再改定を早急に行うよう求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年9月17日

金沢市議会議長 喜多浩一様

提出者				
金沢市議会議員	高	務	淳	弘
〃	大	西	克	利
〃	山	下	明	希
〃	広	田	美	代
〃	熊	野	盛	夫
〃	玉	野	嘉	道
〃	森	尾		昭

議会議案第15号

訪問介護費の引下げ見直しと介護報酬引上げの再改定を早急に行うよう求める意見書

3年に一度の介護報酬の改定により、本年4月から訪問介護の基本報酬が引き下げられたことで、訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になるおそれがある。身体介護や生活援助などの訪問介護は、独居者をはじめ、要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスであり、このままでは在宅介護が続けられず、介護崩壊を招きかねない。

厚生労働省は報酬引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げているが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げているためであり、実態からはかけ離れている。

訪問介護については、長年にわたり基本報酬が引き下げられ続けた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均と比べて月額にして約6万円も下回っており、特に人手不足が深刻化している。国は、訪問介護の基本報酬を引き下げても介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしているが、既に加算を受けている事業所は基本報酬引下げにより減収となることに加え、その他の加算も算定要件が厳しいものが多いことから、基本報酬引下げ分をカバーできない事業所が出るのが予想される。

よって、国におかれては、本年6月に衆議院厚生労働委員会で、介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する決議が全会一致で議決されたことにも鑑み、訪問介護費の引下げ見直しと介護報酬引上げの再改定を早急に行うよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年9月17日

金沢市議会議長 喜多浩一様

提出者
金沢市議会議員 山下明希
" 広田美代
" 森尾嘉昭

議会議案第16号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

1979年、国連はあらゆる分野において女性に対する差別を撤廃し、女性に対して男性と平等の権利を保障するための女性差別撤廃条約（以下「条約」という。）を採択し、日本は1985年に批准した。また、1999年には、条約の実効性を高めるため女性差別撤廃条約選択議定書（以下「選択議定書」という。）が採択された。

選択議定書は、条約で保障されている権利が侵害された場合、国内における救済措置を尽くした後に、個人等が女性差別撤廃委員会に通報し、救済を求めることができることを定めるとともに、女性差別撤廃委員会が、条約に定める権利の重大または組織的な侵害を示唆する信頼できる情報を受理した場合、当該国の協力の下で調査し、当該国にその調査結果を注釈及び勧告とともに送付する手続を定めている。選択議定書を批准することにより、条約締結国は、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化することができる。現在、条約締約国189か国中115か国が選択議定書を批准しているが、日本はいまだ批准していない。

一方、2024年6月発表の日本のジェンダーギャップ指数は146か国中118位となっており、選択議定書の批准は、この現状を変える重要な第一歩である。

よって、国におかれては、本年10月に女性差別撤廃委員会による第6回目の日本報告審議が行われることを見据え、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年9月17日

金沢市議会議長 喜多浩一様

提出者
金沢市議会議員 広田美代
〃 栗森 一 慨
〃 森 一 敏

議会議案第17号

選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書

現行民法は、婚姻時に夫婦のいずれか一方の姓を改めることとしているが、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓を余儀なくされることで、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じている。また、家族の在り方も多様化し、女性活躍が推進される現代において、社会の考え方や価値観も変化してきている。

政府は旧姓の通称使用の拡大に向けた取組を進めているが、ダブルネームを使い分ける負担や管理コストの増加、個人識別の誤りのリスクを増大させるなどの問題も指摘されている。

国会においては、平成8年と平成22年に改正法案までは準備されたが、いずれも国会に提出されるには至っていない。また、平成27年12月に引き続き、令和3年6月に示された最高裁判所の決定では、夫婦同姓制度を合憲としつつも、夫婦の氏についての制度の在り方は「国会で論じられ判断されるべき事項にほかならない」とし、国会における議論を促しているが、依然として国会での議論は進んでいない。

選択的夫婦別姓制度は、家族で同じ姓のほうがよいと考えるカップルが引き続き夫婦同姓で結婚できる一方で、必要なカップルは夫婦別姓を選べるようにするものである。これは、誰も改姓による不利益を案ずることなく結婚し、老後も法的な家族として支え合える社会を実現するとともに、将来の子どもたちの権利も保障することにつながる。多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、国会及び政府の責務として制度の在り方を議論していかなければならない。

よって、国におかれては、世論の動向や最高裁判所の決定の趣旨も踏まえつつ、社会に開かれた形で選択的夫婦別姓制度の議論を積極的に行うよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「部活動の地域移行に向けた中学校学習指導要領の改訂について具体的な検討を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年9月17日

金沢市議会議長 喜多浩一様

提出者				
金沢市議会議員	高	務	淳	弘
〃	大	西	克	利
〃	熊	野	盛	夫
〃	玉	野		道

議会議案第18号

部活動の地域移行に向けた中学校学習指導要領の改訂について具体的な検討を求める意見書

2022年6月にスポーツ庁が開催した運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言を受け、全国の多くの自治体において、部活動の地域移行に係る検討が始まった。同年12月には、スポーツ庁及び文化庁により、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが策定され、自治体では地域の実情に応じて、課題を抱えながらも対応に追われているところである。

文部科学省は、検討会議の提言を受け、学習指導要領における部活動の規定について、適切なタイミングで必要な見直しに取り組んでいくと表明しており、次期学習指導要領の見直しに向けて慎重に検討を進めていくものと思われる。

検討会議の提言では、次期学習指導要領改訂のサイクルに合わせて、総則における部活動に係る規定を抜本的に見直すことも検討する必要があるとされている。同提言では次期学習指導要領の改訂に際し、部活動の意義や留意事項の削除、地域のスポーツ等の環境が整備されるまでの間、中学校に設置・運営される部活動の規定であることの明確化、教育課程の編成及び実施に当たり、地域におけるスポーツ団体等と連携・協働を深める旨を規定することなどが具体的に提案されている。

よって、国におかれては、部活動が果たしてきた役割の大きさを鑑み、検討会議の提案を踏まえ、学習指導要領改訂について具体的な検討を早急に進めるよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「国の全額負担による学校給食費の無償化制度の実施を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年9月17日

金沢市議会議長 喜多浩一様

提出者				
金沢市議会議員	野	本	正	人
〃	森	端	一	敏
〃	稲	木	明	浩
〃	荒	川	博	文
〃	中	井	俊	一
〃	小	間	大	祐
〃	前		誠	一
〃	広	田	美	代
〃	熊	野	盛	夫
〃	下	沢	広	伸
〃	栗	森	洋	慨
〃	久	保		子

.....

議会議案第19号

国の全額負担による学校給食費の無償化制度の実施を求める意見書

学校給食法は、第1条において、学校給食は「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである」とし、子どもたちの健やかな成長になくてはならないものであるとしている。

国は、昨年6月に閣議決定した「こども未来戦略方針」において、学校給食費の無償化の実現に向けて、各自治体における取組実態や成果・課題の調査等を行った上で、具体的方策を検討するとした。本年6月に公表された当該調査結果では、全国1,794の自治体のうち、昨年9月時点で何らかの形で無償化や一部補助を実施している自治体は722あり、そのうち547の自治体が小中学生全員を対象とするなど、無償化の取組が広がっていることが明らかになった。

しかし、無償化を実施している自治体の多くは財源の確保に苦慮していることに加え、一部補助の実施すら困難な自治体が多数あることを踏まえると、学校給食費の無償化が自治体の財政事情に左右され、実施できないまたは継続性を担保できないなど、自治体間で格差が生じ、学校給食制度本来の理念や目的から遠ざかることになりかねない。

よって、国におかれては、学校給食費の無償化を全て国の責任と負担において実現すべきものと位置づけ、法令の整備など制度の構築を早急に行うよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「ひきこもり支援に関する法整備を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年9月17日

金沢市議会議長 喜多浩一様

提出者	金沢市議会議員	野	本	正	人
〃	〃	森	端	一	敏
〃	〃	稲	木	明	浩
〃	〃	荒	川	博	文
〃	〃	中	井	俊	一
〃	〃	小	間	大	祐
〃	〃	前	田	誠	一
〃	〃	広	野	美	代
〃	〃	熊	沢	盛	夫
〃	〃	下	森	広	伸
〃	〃	栗	保	洋	慨
〃	〃	久	保	洋	子

議会議案第20号

ひきこもり支援に関する法整備を求める意見書

従来、若年層の問題とされてきたひきこもりは、平成30年の国の調査によると、40歳から64歳までの中高年層にも及ぶことが明らかとなっている。ひきこもりの長期・高年齢化は、高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居している「8050問題」に象徴されるように、深刻な社会問題となっている。

ひきこもり支援に関する法整備について、平成22年に施行された子ども・若者育成支援推進法では、対象がおおむね18歳からおおむね30歳未満までの若者世代に限られている。また、平成27年に施行された生活困窮者自立支援法では、対象が現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に限られている。

ひきこもりの背景として、本人や家族の病気、介護、離職、経済的困窮、人間関係など様々な要因が複雑に絡み合っていることに加え、本人が希望する社会との関わり方も様々である。そのため、一人一人に寄り添った多種多様な支援が求められるが、その一方で、それぞれの法の間で支援を受けることができないという現状も多々生じている。

よって、国におかれては、ひきこもりを社会全体で取り組むべき課題と捉え、ひきこもり支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本法の策定など、ひきこもり支援に関する法整備を早急に図るよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年9月17日

金沢市議会議長 喜多浩一様

提出者	金沢市議会議員	野	本	正	人
〃	〃	森	端	一	敏
〃	〃	稲	木	明	浩
〃	〃	荒	川	博	文
〃	〃	中	井	俊	一
〃	〃	小	間	大	祐
〃	〃	前	田	誠	一
〃	〃	広	野	美	代
〃	〃	熊	沢	盛	夫
〃	〃	下	森	広	伸
〃	〃	栗	保	洋	慨
〃	〃	久	保	洋	子

.....
議会議案第21号

刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書

再審は、誤って有罪とされた冤罪被害者を救済することを目的とした制度であり、冤罪被害者が速やかに救済されなければならないことは論をまたない。

再審開始決定を得た事件の多くでは、開示された証拠が再審開始の判断に影響を及ぼしており、再審請求手続における証拠開示の制度化の重要性は明らかである。一方、現状では、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて、現行法に明文化された規定がなく、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情である。

平成28年に公布された刑事訴訟法等の一部を改正する法律の附則において、政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示について検討を行うことが定められており、証拠開示の制度化を早急に行うことが求められる。

さらに、再審開始決定がなされても、再審開始決定に対する検察官の不服申立てが認められていることにより、再審決定が長期化するなど、制度として再審が保障される仕組みになっていない。

よって、国におかれては、刑事訴訟法の再審規定の在り方について、実情を踏まえ議論を加速し、必要に応じ速やかに規定を改正するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「民生委員・児童委員制度の改善を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年9月17日

金沢市議会議長 喜多浩一様

提出者				
金沢市議会議員	広	田	美	代
〃	熊	野	盛	夫
〃	栗	森	一	慨
〃	森			敏

議会議案第22号

民生委員・児童委員制度の改善を求める意見書

民生委員・児童委員は、制度創設から100年を超え、地域の福祉増進のために常に重要な役割を果たしてきた。

昨今、高齢化の進行や世帯構造の変化に加え、住民が直面する生活課題、福祉課題も多様化、深刻化しており、その相談支援に当たる民生委員・児童委員に期待される役割は一層大きくなっている。

民生委員・児童委員は、非常勤特別職の地方公務員であり、地方公共団体から交通費や通信費などの活動費が支給されているが、民生委員法第10条において給与は支給しないと定められている。令和2年度には、任命される個人の経済的・精神的負担を踏まえ、国は地方交付税基準財政需要額の算定単価を増額したところである。

しかしながら、民生委員・児童委員の活動量は増加の一途をたどっており、負担感が高まっていることから、多くの地域で委員の選任・確保が困難となっている。

よって、国におかれては、民生委員・児童委員制度のさらなる改善のため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 活動費に係る財政措置の強化と負担軽減に資する取組の充実を図ること。
- 2 特別職の地方公務員としての待遇の見直しを含め、担い手確保に向けた対策を検討し、必要な措置を講ずること。
- 3 求められる業務内容が増大、多様化している現状を踏まえ、民生委員・児童委員の兼任の是非も含め、制度の見直しについて検討すること。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年9月17日

金沢市議会議長 喜多浩一様

提出者				
金沢市議会議員	稲	端	明	浩
〃	荒	木	博	文
〃	中	川	俊	一
〃	小	間	大	祐
〃	前	井	誠	一
〃	熊	野	盛	夫
〃	下	沢	広	伸
〃	野	本	正	人
〃	久	保	洋	子

議会議案第23号

自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書

社会における高齢化が進んでいる現在、高齢者の運転による交通事故が社会問題となっている。2023年の高齢運転者による交通事故発生件数は4,819件と、事故全体の15.4%を占めており、2019年の18.1%から減少しているものの、依然として多発している状況である。

75歳以上及び80歳以上の運転免許保有者数の推移を見ると、2019年では75歳以上が583万人、80歳以上が229万人であり、2009年の75歳以上324万人、80歳以上119万人と比較し、75歳以上は約1.8倍、80歳以上は約1.9倍となっており、今後ますます高齢運転者が増えていくと想定される。

地方公共団体では、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下により運転に不安を感じている高齢運転者や交通事故を心配する家族等から相談が寄せられていたこともあり、運転免許証の自主返納の取組が進められる中、免許証返納後の移動手段の確保が大きな課題となっている。

政府では、高齢運転者による交通死亡事故の深刻な社会問題化を背景に、免許証返納者への公共交通割引施策を新規で実施する地方公共団体への支援を検討しているが、公共交通の空白地域には課題が残る。

よって、国におかれては、全ての地方公共団体が高齢運転者の免許証返納を推進することができるよう、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備に向け、十分な予算措置や自動運転車両の利活用への環境整備など、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 高齢者の免許証返納の促進に伴う自動運転移動サービスの導入において、地方公共団体に寄り添う形で、国の相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
- 2 自動運転技術の開発があらゆるメーカーで進められている中で、自動運転システムが主体となって車の操縦・制御等を行うレベル4以上の車両の開発促進とともに、遠隔操作システムの導入を含めた行政における利活用の仕組みの検討など、自動運転車両の実用化に向けた環境整備を加速すること。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。